

○上川町害虫駆除用殺虫剤噴霧器貸出要綱

令和5年5月29日

上川町要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、カメムシ等の害虫（以下「害虫等」という。）駆除に関して、害虫駆除用殺虫剤噴霧器（以下「噴霧器」という。）の貸出しについて定めるものとし、町民が安全かつ快適に生活することができる環境づくりに資することを目的とする。

(噴霧器貸出対象者)

第2条 噴霧器の貸出対象者は、町内に住所を有する個人、団体又は法人等とする。

(噴霧器の使用場所)

第3条 噴霧器の使用場所は、町内に限る。

(噴霧器の借用申請)

第4条 噴霧器を借用しようとする者（以下「使用者」という。）は、上川町害虫駆除用殺虫剤噴霧器借用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 使用者は、住所及び氏名が確認できるものを提示しなければならない。

(噴霧器の貸出期間)

第5条 噴霧器の貸出期間は、2日間（町の休日を除く。）とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(駆除の方法)

第6条 害虫等の駆除の方法は、町が噴霧器を貸出し、使用者が自ら害虫駆除を行うものとする。

(噴霧器の貸出費用)

第7条 噴霧器の貸出しに要する費用は、無料とする。

2 害虫駆除に要する殺虫剤の購入費用等は使用者の負担とする。

(噴霧器の目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、噴霧器を害虫駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(駆除計画)

第9条 使用者は、噴霧器を使用し殺虫剤を散布する際は周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に害虫駆除を行う旨を周知するほか、害虫駆除に際して事故及びけが人がないように十分な注意を払わなければならない。

(噴霧器の返還)

第10条 使用者は、害虫駆除が終了したとき、又は貸出期間が満了したときは、速やかに噴霧器を町に返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、噴霧器を故意に破損又は汚損し、若しくは紛失したときは、町に対してその損害を賠償しなければならない。

2 害虫等の駆除作業において、使用者以外の者が事故又はけが人等が生じた場合も、全て使用者が補償等の責務を負うものとする。

(事故等の免責)

第12条 町長は、使用者が噴霧器を使用中に不慮の事故が生じても一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

様式第1号

様式第1号

上川町害虫駆除用殺虫剤噴霧器借用申請書

年 月 日

上川町長 様

申請者
住 所
氏 名

電話番号
(氏名は申請者本人が署名してください。)

上川町害虫駆除用殺虫剤噴霧器貸出要綱に基づき、殺虫剤噴霧器を借用したいので下記のとおり申請します。

記

借用物品	殺虫剤噴霧器 一式 (噴霧器、バッテリー、充電器)
使用期間	年 月 日 () から (日間) 年 月 日 () まで
使用場所	
使用目的	・害虫駆除 (害虫の種類・状況) ・その他

事務 処 理 欄	貸出番号	年度 No.	貸出確認印	返却確認印
	貸出年月日	年 月 日 ()		
	返却年月日	年 月 日 ()		
	破損等の確認	無 ・ 有 (破損個所:)		
	摘要			

備考：申請者氏名欄について、自署しない場合は本人であることを証する書類（マイナンバーカード・運転免許証等）を提示又はその写しを提出してください。